

平成 31 年度 ジャパンエキスポを活用した観光プロモーションに係る企画運營業務委託
事業者選定（プロポーザル方式）実施要領

1 目的

東京都は東京都観光産業振興実行プランで掲げる「PRIME 観光都市・東京」の実現を図り、訪都旅行者数を増大させるため、東京 2020 大会の開催と、さらにその先を見据え、国内外に向けて「旅行地としての東京」の魅力により印象づけるための取組を実施している。

本事業はその一環として、日本の魅力を発信するビックイベントである「ジャパンエキスポ」（以下、「エキスポ」という）への出展と、エキスポ会場であるパリ市内において広告掲出を通じて、現地メディアや現地市民等の潜在訪都旅行者に向け、東京の魅力を訴求し訪都旅行意欲を喚起することを目的とする。

ついては、企画力、実施能力等に最も優れた委託事業者を選定するため、標記業務における委託事業者をプロポーザル方式で募集し、企画審査会を実施する。

2 委託内容

仕様書のとおりとする。

3 事業提案上限額

金 35,000,000 円也

※上記金額は、消費税等諸税を含む総額とする。

4 契約の履行期間

契約締結日の翌日から平成 31 年 9 月 30 日まで

5 選考について

選考については以下の手順及び日程で行う。

(1) 公募開始及び希望申出受付開始

平成 31 年 3 月 8 日（金）

希望申出方法については、TCVB ホームページにて契約情報を参照のこと。

(2) 公募締切

平成 31 年 3 月 14 日（木）正午

(3) 企画審査会への指名通知

平成 31 年 3 月 15 日（金）中に行う。

- (4) 質問の受付期間
平成 31 年 3 月 15 日（金）から 3 月 19 日（火）正午
実施要領別紙 1 「質問票」に質問事項を記入し、電子メールにより送付すること。
- (5) 質問への一斉回答
平成 31 年 3 月 20 日（水）中に行う。
- (6) 企画提案書及び見積書の提出期限
平成 31 年 4 月 3 日（水）正午
- (7) 企画審査会の開催
平成 31 年 4 月 9 日（火）
- (8) 審査結果の通知
平成 31 年 4 月 10 日（水）までに行う。

6 企画審査会に必要な提出物と提出方法

企画にあたり「8 選考方法」に示す項目ごとの評価ポイントを意識の上、提案すること。

(1) 提出物

ア 企画提案書

企画提案書は、原則下記に指定する順番にて A4 用紙、頁番号を明記すること。

(ア) 実施体制及びスケジュールについて

業務全体が効率的かつ円滑に執行できる運営体制等、下記項目のとおりとすること。

- a 体制図
- b 全体的な業務スケジュール
- c その他関連実績

(イ) エキスポ出展関連業務

エキスポ出展の効果をあげるための市場分析や運営方法等、下記の項目通りとすること。

- a イベント特性の把握とターゲット設定について
- b ブース設営に伴う東京ブースのテーマやコンセプト
- c 東京ブースのデザイン、パース・レイアウト
- d 備品やスタッフの適切な配置案
- e アトラクションのコンセプト及び実施概要
- f 来場者用アンケート案
- g 配付用ノベルティ案（3 種類）
- h 配布用資料のコンセプトや概要

(ウ) パリ市内での広告関連業務

- a 媒体プラン案

- b 広告掲出プランスケジュール表（媒体ごとの掲出時期を一覧にすること）
 - c 各媒体詳細（媒体の特徴や特性、被接触層、リーチ数等）
 - d 広告概要（掲載期間、広告掲出面積、スポット数等。屋外広告の場合はロケーションも記載すること。）
 - e 制作意図、デザインのテーマやキャッチコピー等
 - f 原稿案・デザインサンプル
- (エ) 効果測定関連業務
上記(イ)及び(ウ)の実施にかかる効果測定手法等
- (オ) 上記(ア)～(エ)の概要一覧
概要一覧は下記8の選考の評価ポイント(1)～(3)に沿って記入すること。

イ 見積書

- (ア) 本件委託業務全般にかかる見積もり書
- 見積総額は消費税等諸税を含んだ金額とすること。なお、消費税は8%で見積もること。
 - 見積書は、項目毎の単価と数量等を記載した詳細なものとする。なお、海外調達で非課税となる項目についてはこれを明記し、経費総額及びその内訳（課税対象分、非課税対象分）を記載すること。
 - 仕様書別紙3を参照し、資料の海外輸送にかかる費用（受託者が担う諸手続きの手数料等を含む）及び返送物の返送費用は本委託事業費に含めること。

(2) 提出部数と提出体裁

ア 提出部数

次に指定のあるものを除き、自社名及びロゴマーク等は一切記入しないこと。ただし、業務にあたっての再委託先、協力先がグループ会社以外の場合は、提案書（社名あり・なし）に全て明記すること。

(2) 提出物	自社名及びロゴ	会社印	提出部数
ア 企画提案書	なし	なし	10部
	あり	なし	1部
イ 見積書	なし	なし	10部
	あり	あり	1部
ウ 電子記録媒体	あり	なし	1部

イ 提出体裁

「(1) 提出物 ア 企画提案書 及び イ 見積書」については、合わせて1つの形状とし、左上をダブルクリップで留めたものを提出する（製本、ステープル留め等不可、見積書は最終ページとする）。

ウ 書面の宛先

宛先は公益財団法人東京観光財団理事長宛とすること。

(3) 提出方法及び提出場所

ア 提出方法

郵送又は持参とする（宅配便不可）。

提出物の封筒に「平成 31 年度ジャパンエキスポを活用した観光プロモーション業務の委託事業者選定企画審査会資料」と記載すること。

イ 提出場所

公益財団法人東京観光財団 観光事業部

〒162-0801

東京都新宿区山吹町 346 番地 6 日新ビル 5 階

(4) 企画提案応募の辞退

企画提案応募を辞退する場合は実施要領別紙 2「辞退届」を平成 31 年 4 月 3 日（水）正午までに提出すること。

(5) 注意事項

提出期限までに提出物が届かない場合は、企画審査会への参加を辞退したものとみなす。

7 企画審査会の実施場所及び実施時間等

(1) 実施日

平成 31 年 4 月 9 日（火）（予定）

(2) 実施場所

〒162-0801

東京都新宿区山吹町 346 番地 6 日新ビル 5 階会議室

(3) 実施方法

応募者（各社 4 名以内）のプレゼンテーションとする

(4) 実施日時、場所の詳細については、指名通知後に個別に連絡する。

8 選考の評価ポイント

企画審査会においては、TCVB が別途定める「平成 31 年度ジャパンエキスポを活用した観光プロモーション業務の委託事業者選定企画審査会実施要領」に基づき選考を執り行う。評価のポイントについては、下記のとおりとする。

(1) 全体

- ・効率的かつ円滑に業務を運営できる体制及び業務進行スケジュールが提案されているか。
- ・旅行博やイベントの出展・運営経験等の関連実績や、円滑な運営に必要なネットワークを有しているか。

- ・対象都市のマーケット事情を考慮した的確な提案がなされているか。
- (2) エキスポ出展関連業務
- ・アイコンのコンセプトをふまえた上で、エキスポ来場者層を意識した、東京ブースのテーマ・コンセプトが提案されているか。
 - ・指定要件を満たし、効率的かつ円滑な運営が可能な、ブースのデザイン、パース・レイアウトが提案されていて、備品、スタッフ等の配置提案内容も適切か。
 - ・アトラクションは来場者を惹きつけ、東京旅行意欲喚起を図るのに効果的な内容且つ、SNSやオンラインを通じて拡散が期待できるコンテンツとなっているか。
 - ・エキスポ来場者への高い訴求効果が期待でき、来場者の訪都意欲を喚起するようなノベルティや簡易資料の内容が提案されているか。
- (3) 広告掲出業務
- ・ターゲットへ高い広告効果の見込まれる媒体を活用したメディアプランが複数提案されていて効果的な広告展開が期待できる設計となっているか。また、活用する媒体は具体的な数値（リーチ数）をもって示されているか。
 - ・広告のターゲットとする層の嗜好や特性を踏まえた上で、「旅行地としての東京」が魅力的に伝わる内容、クリエイティブが提案されているか。
- (4) 効果測定方法
- ・ジャパンエキスポ出展効果、及びパリ市内での広告掲出効果を適切に測定でき、今後のよりよいプロモーションにつながる分析等が行える提案内容であるか
- (5) その他
- ・価格の妥当性

9 選考結果の通知について

全ての応募者に対し、選考結果を文書にて通知する。なお、審査内容にかかわる質問については一切受け付けない。

10 質問等

仕様書及び委託事業選定に関する質問については、質問受付期間中 E-Mail（アドレスは指名通知を受けた事業者にも別途通知する。）にて受け付ける。質問内容については、全て事務局で取りまとめた上で、指名通知を受けた全ての事業者に対し、一斉に回答する。

11 その他

- (1) 企画提案応募に係る費用については、全て応募者の負担とする。
- (2) 応募書類等に関しては一切返却しない。
- (3) 応募を辞退する場合は、提出物の提出期限までに辞退届を提出すること。

12 本件の問い合わせ先

公益財団法人東京観光財団 観光事業部（担当：原）

郵便番号 162-0801

東京都新宿区山吹町 346 番地 6 日新ビル 5 階

電話：03-5579-2683 FAX：03-5579-2645